

## 除鉄除マンガン塔ろ材交換業務仕様書

### 1 業務名

除鉄除マンガン塔ろ材交換業務

### 2 業務の目的

中央クリーンセンターにおける除鉄・除マンガン塔のろ材劣化に伴い、ろ材の入替及び関連設備の点検・整備を行うことで、施設の安定的な稼働と水処理能力の維持を図る。

### 3 履行場所

中央クリーンセンター（五所川原市大字高瀬字一本柳 1 番地）

### 4 履行期間

契約締結日翌日～令和 8 年 1 2 月 2 5 日

### 5 業務内容

受注者は、以下の作業を安全かつ適切に実施すること。

| 項 目     | 内 容                                         |
|---------|---------------------------------------------|
| ろ材の入替   | 除鉄・除マンガン塔ろ材（フェロライト HC 他）の抜取・充填作業            |
| 設備点検・交換 | マンホールパッキンの交換、集水ストレーナー（SK ストレーナー0.8）の取外し・取付け |
| 廃ろ材処理   | 廃ろ材の撤去・搬出、適正な処分                             |
| 試運転・調整  | 試運転確認、機械的異常の有無および処理水質の確認                    |
| 成果物作成   | 作業報告書、写真帳、ろ過材試験成績書の作成                       |

### 6 充填ろ材の規格及び数量

#### （1）新規充填ろ材

| 品 名              | 規 格     | 数 量    |
|------------------|---------|--------|
| フェロライト HC（浸漬処理品） | 1.2mm   | 2,400L |
| ろ過砂              | 2～4mm   | 210L   |
| 支持砂利             | 4～8mm   | 210L   |
| 支持砂利             | 8～12mm  | 210L   |
| 支持砂利             | 12～20mm | 420L   |

#### ：ろ材の確認事項

充填するろ材は、数量及び規格に適合すること（株式会社トーケミ製ろ材）  
性能・規格を成績書等の書面にて事前に報告し、搬入・充填の承諾を受けること。

## (2) 交換部品

| 品 名       | 規 格               | 数 量  |
|-----------|-------------------|------|
| マンホールパッキン | φ 500×460×5t      | 2 枚  |
| SK ストレナー  | ABS 樹脂 スリット 0.8mm | 38 個 |

## 7 廃ろ材の処理

### (1) 廃ろ材の分類と事業者責務

抜取った使用済みろ材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物に該当する。受注者は、廃ろ材を自らの責任において適正に処理しなければならない。

### (2) 廃ろ材の運搬・処分

廃ろ材の飛散・流出防止措置を講じ、運搬中の環境汚染を防止すること。

廃ろ材は、許可を受けた産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処分させること。

処分業者の許可証の写しを事前に発注者に提出すること。

### (3) 廃棄物管理票（マニフェスト）

廃ろ材の運搬・処分に際して、以下の対応を行うこと。

廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬業者および処分業者から返却を受けること。

マニフェストの控えを保管すること。

### (4) 処分証明書の提出

廃ろ材の処分が完了した後、処分証明書を速やかに発注者に提出すること。

処分証明書には、以下の事項を記載すること。

廃ろ材の種類・数量

処分業者の名称・許可番号

処分方法・処分完了日

処分業者の代表者署名・押印

## 8 安全管理体制

### (1) 安全管理体制の構築

受注者は、労働安全衛生法の規定に基づき、以下の措置を講じなければならない。

現場安全責任者の配置：作業現場に現場安全責任者を常時配置し、労働災害防止に関する技術的事項を管理すること。

安全管理計画書の提出：工事着手前に、詳細な安全管理計画書を発注者に提出し、承認を得ること。

### (2) 特殊作業への安全措置

本業務は、廃ろ材の撤去・搬出等の特殊作業を含むため、以下の安全措置を講じること。

作業前の安全教育・訓練の実施

保安用具（ヘルメット、安全靴、保護眼鏡、手袋等）の着用

作業中の危険箇所の表示・隔離

第三者および施設への損害防止対策

### (3) 労働災害防止

職場における労働者の安全と健康を確保し、労働災害の防止に関する総合的計画的な対策を推進すること。

## 9 成果物

受注者は、業務完了後、以下の成果物を発注者に提出すること。

| 成 果 物             | 数 量                     |
|-------------------|-------------------------|
| 作業報告書（写真帳含む）      | 1 部                     |
| ろ過材試験成績書          | 1 部（事前提出したものの写し及び完了時一式） |
| 安全管理計画書           | 1 部（事前提出分）              |
| 廃棄物管理票（マニフェスト）の控え | 1 部                     |
| 処分証明書             | 1 部                     |

## 10 経費負担

### （1） 受注者負担

- 1)業務に必要な以下の経費は、特記がない限り受注者の負担とする。
- 2)車両、機材、資材等の用意
- 3)燃料費、資材運搬費
- 4)保安用具、工具損料
- 5)安全管理体制の構築に要する経費
- 6)廃ろ材の処分費
- 7)その他諸経費

### （2） 発注者負担

本業務に使用する水、電気等は発注者が無償提供する。

## 11 施設保護と環境配慮

作業の際は、施設の保護対策を講じるとともに、ろ材等の飛散防止に努めること。  
廃ろ材の処理にあたっては、環境への負荷を最小限に抑え、リサイクル可能な材料については再利用を検討すること。

## 12 引渡し

業務完了後、発注者と受注者の両者立会いで試運転確認および検査を行い、合格した時点で引渡しが完了する。

## 13 保証

### （1） 性能保証

受注者は責任を持って、施工した機器設備の性能を保証すること。

保証期間：本業務の引渡しの日から1年間とする。

### （2） 保証事項

本仕様書に関する基本事項をすべて満たしていること。

運転上において、必要な機器機能と運転性能が正常であること。

保証期間内に受注者の責に帰すべき事由により不具合が生じた場合は、受注者の負

担において速やかに修復すること。

#### 1 4 その他

##### (1) 協議事項

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

##### (2) 法令遵守

本業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法を含む、関連するすべての法令を遵守すること。

##### (3) 記録・報告

作業日誌、安全管理記録、廃棄物管理票等の関連書類を整備し、発注者の求めに応じて提出すること。

##### (4) 損害賠償

作業に伴う第三者および施設への損害については、受注者が責任を負うものとする。

##### (5) 仕様書の変更

本仕様書については、原則として変更を認めないものとする。ただし、発注者と協議し変更する場合は、その限りではない。